

群馬県アレルギー疾患対策推進計画
【第二次】
(案)

令和 6 年 月

群 馬 県

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の考え方 1
- 3 計画策定の基本方針 2
 - (1) 計画の目指すもの
 - (2) 施策の柱

第2章 アレルギー疾患の現状

- 1 アレルギー疾患の特徴 3
- 2 アレルギー疾患患者の現状 4

第3章 アレルギー疾患対策の課題

- 1 アレルギー疾患の発症や重症化の予防 6
 - (1) アレルギー疾患に関する情報の提供
 - (2) 生活環境におけるアレルゲンの軽減・回避
- 2 症状に応じた適切な診療を受けられる体制の確保 6
 - (1) アレルギー疾患医療の提供
 - (2) アレルギー専門医や医療機関に関する情報の提供
- 3 患者やその家族を支援する人材や相談体制の確保 7
 - (1) アレルギー疾患患者の支援に関わる連携協力体制の確保
 - (2) アレルギー疾患患者を支援する人材育成
 - (3) 災害時の対応

第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

- 施策の柱 1 アレルギー疾患の重症化の予防 8
 - (1) アレルギー疾患に関する知識の普及
 - (2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減
- 施策の柱 2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進 10
 - (1) 専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成
 - (2) アレルギー疾患医療を提供する体制の整備
- 施策の柱 3 アレルギー疾患患者の生活の質の向上 11
 - (1) アレルギー疾患患者の生活の質の維持と向上
 - (2) 患者等の支援に関わる関係者の資質向上
 - (3) 災害時の対応

第5章 群馬県アレルギー疾患対策推進体制

- 1 群馬県アレルギー疾患対策推進協議会 14
- 2 群馬県アレルギー疾患医療提供体制 14
 - (1) 群馬県アレルギー疾患医療拠点病院
 - (2) 群馬県アレルギー疾患医療連携病院
 - (3) かかりつけ医
 - (4) 薬剤師・薬局

参考資料

- 1 群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧 17
- 2 群馬県アレルギー疾患医療提供体制について 23
- 3 群馬県アレルギー疾患対策推進協議会委員名簿 25
- 4 用語の説明 26

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

アレルギー疾患*を有する者は依然として増加傾向が見られ、また、アレルギー疾患には、生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発症し、重症化するものがあることから、国民生活に多大な影響を及ぼしています。

こうした状況を鑑み、県では平成27年12月25日に施行された「アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）」（以下「法」という。）及び国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第76号）」（以下「基本指針」という。）に即し、県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、「群馬県アレルギー疾患対策推進計画」（平成31年度から平成35年度）を策定し、アレルギー疾患対策を総合的に推進してきたところです。

また、国は、令和4年3月に、環境の変化や予防法、治療法の進歩、情報量の増加などに対応し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図るため、基本指針を改正しました。本県では、この基本指針に即し、本県の総合的なアレルギー疾患対策のさらなる推進を図るために、これまでの計画を改定し、「群馬県アレルギー疾患推進計画」（令和6～11年度）を策定します。

2 計画の考え方

(1) 計画の位置づけ

法第13条に基づき策定する都道府県計画で、同法に基づき国が策定した基本指針に即した計画を策定します。

また、群馬県保健医療計画の個別実施計画としての役割を有するとともに、本県のアレルギー疾患対策に関連する諸計画との整合性を持った計画とします。

(2) 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第2条の規定を踏まえ、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和11年度（2029年度）までの6年間とし、計画期間中に国が示す基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化、関連する諸計画等の状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3 計画策定の基本方針

(1) 計画の目指すもの

アレルギー疾患は、様々な要因によって発症及び重症化することから、本県では、各分野において各々その対策に取り組んでいます。

本計画では、法第3条の基本理念にのっとり、これまで各分野において各々取り組んできたアレルギー疾患対策について方向性を定め、総合的に推進することで、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指します。

[基本理念]

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報が入手できる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされていること。

(2) 施策の柱

施策の柱 1		アレルギー疾患の重症化の予防
(1)	アレルギー疾患に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ①アレルギー疾患の知識の普及 ②講習や健康相談の開催
(2)	生活環境におけるアレルゲン等の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ①大気環境における対策 ②スギ花粉の抑制対策 ③食品表示や食品安全に関する情報提供 ④安全な給食提供のための給食施設指導の実施 ⑤室内環境における対策 ⑥たばこ対策、受動喫煙防止対策
施策の柱 2		アレルギー疾患医療の均てん化の促進
(1)	専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ①医療従事者等の資質向上
(2)	アレルギー疾患医療を提供する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①アレルギー疾患医療拠点病院の選定 ②アレルギー疾患医療における連携の構築 ③アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供
施策の柱 3		アレルギー疾患患者の生活の質の向上
(1)	アレルギー疾患患者の生活の質の維持と向上	<ul style="list-style-type: none"> ①適切なガイドライン、マニュアルの周知 ②平常時からの医療機関、消防機関との連携協力 体制の確保支援 ③相談体制の充実
(2)	患者等の支援に関わる関係者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ①患者、家族を支援する専門職を対象とした研修の 機会の確保 ②学校の教職員等を対象とした研修の機会の確保
(3)	災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①平常時における取り組みの周知 ②避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供

第2章 アレルギー疾患の現状

1 アレルギー疾患の特徴

アレルギー疾患は、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患です。

原因となる物質（アレルゲン^{*}）の摂取や接触、吸入に対して身体が過剰に反応することにより、皮膚のかぶれ、目の充血等の軽度な症状から、ぜん息発作、おう吐、呼吸困難、血圧低下による意識障害等の重篤な症状まで、様々な症状が現れます。

発症後は、症状の改善と悪化を繰り返すことが多く、治療等により症状が改善して安定した状態が続いた後であっても、抑えられていた症状が再び重症化することがあります。

このため、通院や入院、服薬等による疾患の管理をはじめ、アレルゲンを回避するための生活環境の管理が長期的に必要となる等、生活に多大な影響を及ぼす疾患です。

① 気管支ぜん息

気管支ぜん息は、気道の慢性的な炎症により、発作性のせきやぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）を伴う呼吸困難を繰り返す疾患です。主な原因はダニ、ホコリ等で、アレルギー反応^{*}が気道で慢性的に起こります。気道が過敏になっているため、風邪や運動、受動喫煙などでも発作が起こりやすくなります。

② アトピー性皮膚炎

アトピー性皮膚炎は、かゆみのある湿疹が顔や関節等に多く現れ、長く続く病気です。主な原因は、生まれながらの体質に様々な環境条件が重なることで、皮膚が過敏で乾燥しやすくなります。ダニやカビ、食物、汗なども皮膚炎を悪くする原因となります。

③ アレルギー性鼻炎

鼻に入ってくるアレルゲンに対するアレルギー反応によって、発作性で反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまりなどを発症します。通年性と季節性に分けられ、主な原因は、通年性ではハウスダストやダニ、季節性ではスギ花粉などがあります。

④ アレルギー性結膜炎

目に飛び込んだアレルゲンに対するアレルギー反応によって、目のかゆみ、異物感、涙目、めやになどを発症します。主な原因は、ハウスダストやダニのほか、季節性のスギ花粉などが影響します。

⑤ 花粉症

スギやヒノキ、イネ科やキク科の植物などの花粉が原因で、くしゃみ、鼻水、鼻づまりを発症し、目のかゆみや皮膚炎など他の臓器にも症状が現れることがあります。

⑥ 食物アレルギー

食物アレルギーは、特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器、あるいは全身にアレルギー反応が生じます。原因食物は多岐にわたりますが、鶏卵、牛乳、小麦の割合が高いです。じんましんのような軽い症状から、アナフィラキシーショック*のような命に関わる重い症状まで、様々な症状が現れます。

2 アレルギー疾患患者の現状

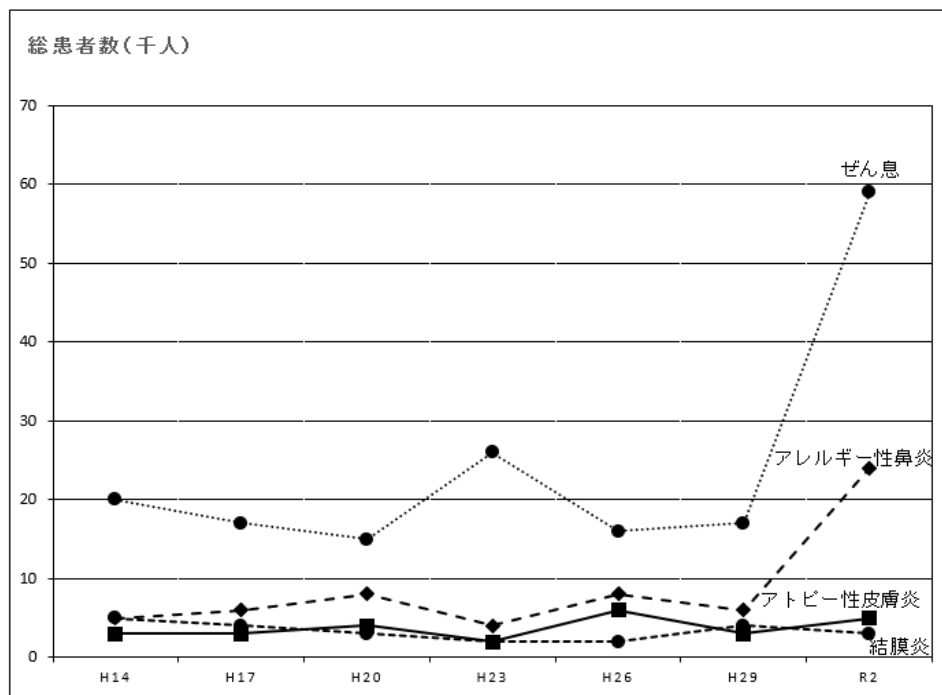
我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が、何らかのアレルギー疾患に罹患していることが示されています。

また、厚生労働省が実施している患者調査のデータを基にした推計では、アレルギー疾患を原因として医療機関を受診する患者数は、増加しています。

本県のアレルギー疾患患者の現状としては、結膜炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎については19歳以下の占める割合が高く、喘息については70歳以上の占める割合が高くなっています。

また、群馬県教育委員会健康体育課「アレルギー疾患に関する状況調査」によると、令和5年度における公立の幼稚園及び小中学校並びに高校等でアレルギー疾患を申告している幼児・児童・生徒は66,838人で、全体の37.7%を占めており、その割合はほぼ横ばいで推移しています。

(1) 本県のアレルギー疾患推計患者数の年次推移



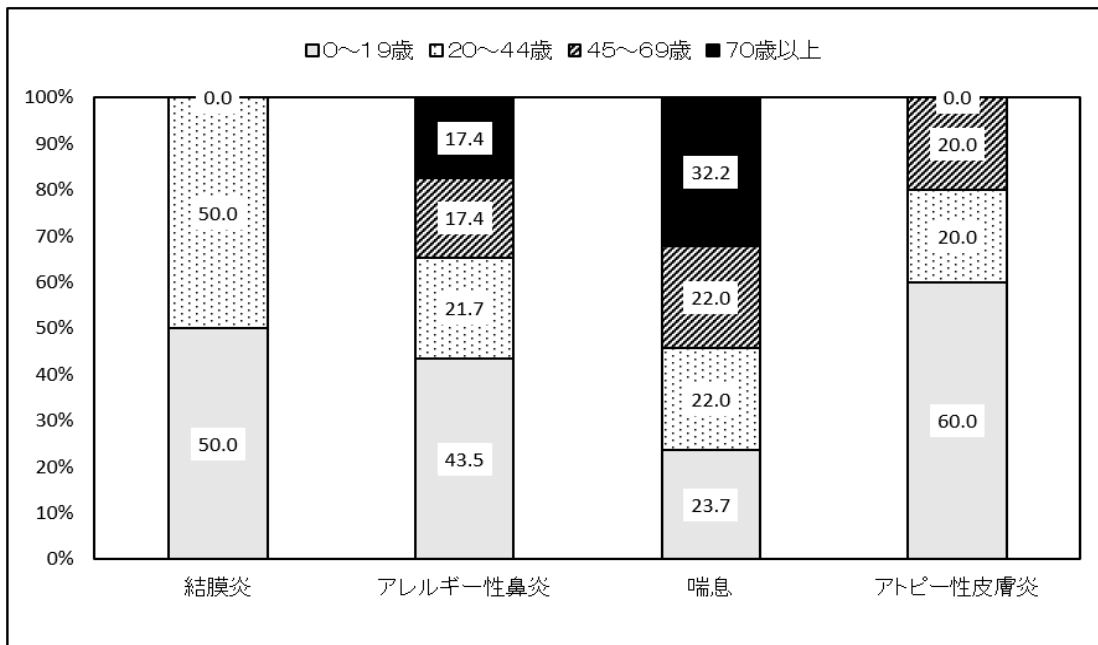
[資料] 厚生労働省「令和2年患者調査」／調査の時期：10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日。

(注1) 総患者数(傷病別推計)：調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設を受療していない者も含む。)の数を、数式により推計したもの。

(注2) 結膜炎は、非アレルギー性の結膜炎患者を含む。

(注3) アレルギー性鼻炎は、花粉症患者を含む。

(2) 本県のアレルギー疾患の年齢別患者構成割合



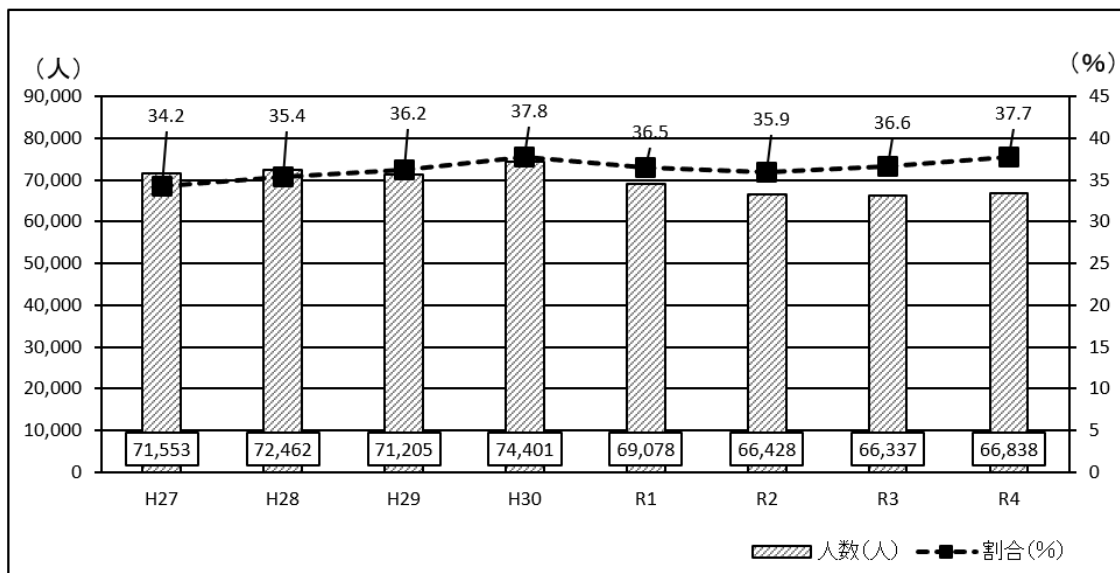
〔資料〕厚生労働省「令和2年患者調査」／調査の時期：10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日。

（注1）各疾患の年齢階級別の傾向を見るために、推計年齢階級別総患者数を合算して算出したもの。

（注2）結膜炎は、非アレルギー性の結膜炎患者を含む。

（注3）アレルギー性鼻炎は、花粉症患者を含む。

(3) 本県の公立幼稚園・小中学校・高校等におけるアレルギー疾患の申告数



〔資料〕群馬県教育委員会健康体育課「アレルギー疾患に関する状況調査」

（注1）調査対象は、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、県立特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）の幼児・児童・生徒

第3章 アレルギー疾患対策の課題

1 アレルギー疾患の発症や重症化の予防

(1) アレルギー疾患に関する情報の提供

アレルギー疾患の発症や重症化の予防を図るためには、疾患の管理、生活環境の管理、緊急時の対応等について、正しい知識を得て理解し、適切な自己管理を継続的に実践することが大切です。

インターネット等の普及により、アレルギー疾患に関する情報があふれる一方で、その中から正しい情報を選択することができずに適切な治療が受けられなかったり、症状の悪化を繰り返したりすることがあるとの指摘もあります。

こうしたことから、患者やその家族、**妊婦や乳幼児の保護者**、患者を支援する関係機関の職員等が、アレルギー疾患に対する理解を深め、発症や重症化を防ぐための正しい知識を入手できる環境を整えていくことが必要です。

(2) 生活環境におけるアレルゲンの軽減・回避

アレルギー疾患は、生活環境での様々な要因で発症し、症状が誘発されます。

アレルゲンに曝露する量や頻度等の増減によって、症状に変化が生じることから、急激なぜん息発作を引き起こしたり、アナフィラキシーショックにより命に関わる危険な状態に陥ることもあります。

発症や重症化を予防するためには、アレルゲンを回避し、曝露しないことが効果的であるため、患者を取り巻く生活環境等の改善について、正しい知識に基づいた対策を講じることが重要です。

また、乳幼児への食物アレルギーなどの発症要因として、**アトピー性皮膚炎の関わりが明らかとなり、スキンケアの重要性が認められています。赤ちゃんの肌にかゆみや湿疹などの症状がある場合は早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けるとともに、乳幼児に対する正しいスキンケアや食物アレルギー対策を考慮に入れた離乳食の開始について医師へ相談するなど、アレルギーの発症予防や症状の軽減、重症化の予防に努める必要があります。**

2 症状に応じた適切な診療を受けられる体制の確保

(1) アレルギー疾患医療の提供

アレルギー疾患は、疾患別に診療ガイドラインが整備され、科学的知見に基づく標準的治療を受けることで症状のコントロールが可能になっています。患者が居住する**地域や年代**に関わらず、適切な治療を受けられるよう、診療ガイドラインに基づいた標準的治療のさらなる普及が必要です。

また、アレルギー疾患の治療や疾患管理において、専門的な知識と技能に基づく支援が必要となることから、医師、**歯科医師**、薬剤師、看護師、臨床検査技師、**管理栄養士**

養士等の医療従事者の知識や技能のさらなる向上を図ることが重要です。

(2) アレルギー専門医や医療機関に関する情報の提供

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定しない重症で難治性のものもあるため、アレルギー専門医や専門的な医療を提供する医療機関について、情報提供することが必要です。

また、国では、医療提供体制に関する通知（平成29年7月）において、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、全国的な拠点病院と都道府県における拠点病院、かかりつけ医との連携体制を整備することとしています。

3 患者やその家族を支援する人材や相談体制の確保

(1) アレルギー疾患患者の支援に関わる連携協力体制の確保

アレルギー疾患の発症予防や生活の質の維持向上には、保育所、幼稚園、学校、職場や地域等において、疾患が正しく理解され、適切な支援を受けられることが重要です。

また、患者が急激なぜん息発作やアナフィラキシーショックを引き起こした場合に、緊急の対応が円滑にできるように、患者が利用する保育所、幼稚園、学校等は、医療機関や消防機関等と連携を図り、協力体制を整えておくことが大切です。

さらに、患者やその家族及び関係者が、国や関係機関が設置している相談窓口や医療機関に相談できるよう、適切な相談窓口の情報を周知することが必要です。

(2) アレルギー疾患患者を支援する人材育成

患者に対する支援は、疾患に対する正しい知識に基づき、適切に行われることが求められるため、保育所、幼稚園、学校等の関係者、職場の事業主等に対して、疾患に対する理解を進める研修の受講機会を確保することが重要です。

また、患者やその家族に関わる機会が多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等の専門職等に対して、医療ケアや療養に関する相談に携わるための研修の実施等による人材育成が必要です。

(3) 災害時の対応

アレルギー疾患患者は、災害時において、避難生活を余儀なくされることや生活環境等の著しい変化により、症状の悪化や、適切な自己管理が難しくなることが懸念されます。

日頃から、非常時を想定して、家庭で使用する薬剤や食品等の備蓄について主治医と相談し、非常用袋や防災セットと一緒に持ち出せるように備えることが大切です。

また、被災時のアレルギー疾患患者の食事による健康被害を防ぐため、アレルギー対応のミルクや食物アレルギーを有する患者のためのアレルギー対応食品、エピペン[®]等のアナフィラキシー補助治療剤の備蓄等、災害時に備えた地域における取組等を支援する必要があります。

第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

施策の柱 1 アレルギー疾患の重症化の予防

- 最新の知見を踏まえた正しい情報が入手できる体制を整備します。
- 日常生活におけるアレルゲンや増悪因子を回避し、暴露しないための環境改善を図ります。

(1) アレルギー疾患に関する知識の普及

① アレルギー疾患の知識の普及

患者やその家族が、アレルギー疾患に関する正しい知識に基づき、アレルゲンの回避や適切な自己管理に取り組めるよう、国や関係学会等による適切な情報を入手できるホームページ等を周知し、普及啓発に取り組みます。

② 講習や健康相談の開催

患者やその家族及び関係者が受講できるよう、一般県民向けの講習会等を開催し、アレルギー疾患の正しい知識の啓発に努めます。

また、保健所による健康相談や、市町村による母子保健事業等の機会を捉え、適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等を行い、患者やその家族を支援します。

(2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

① 大気環境における対策

大気汚染物質である光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染状況の常時監視測定を行い、大気汚染物質が高濃度になった際は、法令に基づき注意報を発令することで、健康被害の防止を図ります。

② スギ花粉の抑制対策

花粉の飛散量軽減を目指し、「花粉症対策苗木」の生産を支援するとともに、その苗木による植え替えを促進することにより、花粉の少ない森林の造成を進めます。

③ 食品表示や食品安全に関する情報提供

ア 安心して食品を選ぶための環境整備を目指し、食品表示が義務づけられているアレルゲンについて、流通食品に対する食品安全検査を実施し、食品事故の未然防止に努めます。

イ 食の安全について、県民、事業者、行政等の関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、正確でわかりやすい情報提供に努めるとともに、食物アレルギーについて理解を深めるための事業に取り組みます。

ウ 食品表示の現地調査や科学的検査等により、食品表示の適正化を図ります。

また、食品監視等の機会を通じて、事業者への指導、助言、相談に努めるとともに、事業者向けの講習会を開催し、食品表示制度の周知を図ります。

エ 情報紙やホームページを通じて情報を発信するとともにセミナー等を開催し、県民の食の安全や食品表示に関する理解促進を図ります。

オ 食の安全に関する県民からの相談窓口を設置し、悩みや不安に対応します。また、食品表示に関する学習教材（小冊子・DVD）を提供します。

④ 安全な給食提供のための給食施設指導の実施

安全で安心な給食の提供を実施するため、保健所では、特定給食施設等の監視指導に取り組むとともに、給食関係者を対象とした研修会等を通じて、アレルギー疾患の知識の普及に努め、栄養管理や健康づくりを支援します。

⑤ 室内環境における対策

室内におけるアレルギー低減化のため、カビやダニ、ハウスダスト等のアレルギーの発生原因や除去方法について、具体的かつ正確な情報を提供し、生活環境の改善について、普及啓発を図ります。

⑥ たばこ対策、受動喫煙防止対策

たばこの煙は、気管支ぜん息の発作や悪化に影響することから、受動喫煙が生じない環境づくりを推進するとともに、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について情報提供や普及啓発を図ります。

【施策の柱1「アレルギー疾患の重症化の予防」の主な事業例】

○ アレルギー疾患対策の講習（感染症・がん疾病対策課）

患者やその家族を対象として、正しい知識の普及啓発を目的とした講習を実施します。

○ 大気汚染監視（環境保全課）

大気汚染物質である光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染状況の監視測定を行い、インターネットで情報を発信します。

○ 食の安全に関する電話相談窓口の設置（食品・生活衛生課）

食品表示や食の安全について、専門の相談員を配置した受付窓口を設置し、質問や相談に対応します。

○ 給食関係者に対する研修（健康体育課）

食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識を持つことを目的として、給食関係者に対する研修を実施します。

※その他の事業は、参考資料1「群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧」として別途掲載します。

施策の柱 2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進

- 医療従事者に適切な医療情報を提供し、知識や技能の向上を図ります。
- アレルギー疾患の症状に応じた医療連携体制を整備します。

(1) 専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成

① 医療従事者等の資質向上

かかりつけ医を対象として、診療ガイドラインによる標準的治療の普及を目指した研修を実施し、科学的知見に基づく適切な医療情報を共有することで、地域におけるアレルギー疾患医療の均てん化を図ります。

また、アレルギー疾患医療に携わる薬剤師（病院、診療所、薬局等）、看護師、臨床検査技師等の医療従事者に対し、関係団体と協力して研修を実施し、さらなる知識の普及と技能の向上を図ります。

(2) アレルギー疾患医療を提供する体制の整備

① アレルギー疾患医療拠点病院及び連携病院の指定

本県のアレルギー疾患医療の中心的な役割を果たす「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」として、県では、群馬大学医学部附属病院を指定しています。

また、かかりつけ医からの紹介が可能な地域の中核的な病院として、「群馬県アレルギー疾患医療連携病院」を指定します。

群馬県アレルギー疾患医療拠点病院を基軸に据え、連携病院を踏まえた診療ネットワークの構築や医療従事者等の人材育成、適切な医療情報の普及に取り組み、地域におけるアレルギー疾患医療の更なる質の向上を図ります。

② アレルギー疾患医療における連携の構築

疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患患者が、その病状に適した医療を受けられるよう、かかりつけ医から群馬県アレルギー疾患医療拠点病院及び連携病院における医療連携体制の構築を図ります。

また、薬学的専門性の観点から、患者から得られた服薬や副作用等の情報について、薬剤師から処方を行った医師へのフィードバックに取り組むよう支援します。

③ アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

患者が、症状や重症度に適した医療を受けられるよう、アレルギー疾患を診療する医療機関について、ホームページ等で情報を提供します。

群馬県アレルギー疾患医療拠点病院をはじめ、地域のアレルギー専門医やアレルギー疾患を診療する医療機関について、関係学会等と連携し情報の周知を図ります。

【施策の柱2「アレルギー疾患医療の均てん化の促進」の主な事業例】

- 医療従事者に対する研修（感染症・がん疾病対策課）
県アレルギー疾患医療拠点病院と連携し、医療従事者を対象とした科学的知見に基づく医療の普及啓発を図るための研修を実施します。
- ホームページによる医療機関の情報提供（感染症・がん疾病対策課）
アレルギー疾患を診療する医療機関について、県ホームページで情報を提供します。

※その他の事業は、参考資料1「群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧」として別途掲載します。

施策の柱 3 アレルギー疾患患者の生活の質の向上

- アレルギー疾患に対する正しい理解の普及と相談体制の充実を図ります。
- 学校や職場等において患者に関わる者の知識の向上を図ります。
- 災害に備えた体制の支援を行います。

(1) アレルギー疾患患者の生活の質の維持と向上

① 適切なガイドライン、マニュアルの周知

国、県、関係団体等が作成するガイドラインやマニュアル等について情報を提供し、アレルギー疾患の正しい理解を深めるための普及啓発に取り組むとともに、患者を支援する関係機関による研修での活用を促進します。

保育所においては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省)」を参照し、幼稚園や学校においては「学校のアレルギー疾患取り組みガイドライン(日本学校保健会)」に基づいた対応を基本として、対応の充実を促します。

② 平常時からの医療機関、消防機関との連携協力体制の確保支援

患者のアレルギー疾患に関する情報共有のため、保育所においては「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、幼稚園や学校においては「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の普及を図るとともに、適切な活用を推進します。

また、患者が利用する保育所、幼稚園、学校等では、急激なぜん息発作やアナフィラキシーショックのような緊急の対応に施設全体で常に備えておくとともに、医療機関や消防機関等との連携を図り、迅速な協力を得られるような体制の確保に努めます。

③ 相談体制の充実

多様な相談に適切に対応できるよう、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等の専門職等に対する研修の機会を確保し、相談体制の充実を支援します。

また、国や関係機関が設置する相談窓口について、情報を入手できるホームページ等を周知し、普及啓発に取り組みます。

(2) 患者等の支援に関わる関係者の資質向上

① 患者や家族を支援する専門職を対象とした研修の機会の確保

患者に関わる専門職として、薬剤師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等を対象とした講習の機会の確保に努め、アレルギー疾患に対する専門的な知識と技術の向上を図ります。

② 学校の教職員等を対象とした研修の機会の確保

患者を支援する者として、教育委員会、県内の公私立の学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設等で患者に関わる職員に対し、正しい知識の習得や緊急時の対応を含めた実践的な研修の機会の確保に努め、施設全体で患者への適切な対応ができるよう支援します。

(3) 災害時の対応

① 平常時における取組の周知

患者や家族、関係職員に対する災害への備えや災害発生時における対応として、災害時にも適切な自己管理が行えるよう、アレルギーの状態に応じた医薬品や食品等、自助による生活環境の確保の重要性について、周知を図ります。

② 食物アレルギーに配慮した食品の備蓄

食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで患者へ届けられよう、関係課と連携するとともに、食物アレルギーに配慮した食品の確保や避難所におけるニーズの把握を市町村に対して働きかけることで、食物アレルギーに配慮した食品の確保に努めます。

③ 避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供

災害時には、市町村、関係機関、学会等と連携し、国、県、関係団体等が作成しているガイドラインやマニュアル等を周知し、患者の自己管理や避難所での適切な対応について情報を提供することで、市町村の避難所運営を支援します。

また、市町村に対し、災害時の対応を図るためのアレルギー対応の備蓄品の導入や、災害時の相談窓口の開設について働きかけます。

【施策の柱3「アレルギー疾患患者の生活の質の向上」の主な事業例】

- 市町村食育推進支援（健康長寿社会づくり推進課）
妊産婦や乳幼児及び高齢者に関する栄養・食生活指導を支援するための研修を実施します。
- 教育・保育のキャリアアップ研修（子育て・青少年課）
保育士等の専門性の向上を図るため、研修事業を実施します。
- 食物アレルギー対応検討委員会（健康体育課）
学校において児童生徒のアレルギー疾患状況を調査し、現状を把握する

とともに、食物アレルギー・アナフィラキシー発症報告に基づき、対応等について専門医と検討します。

※その他の事業は、参考資料1「群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧」として別途掲載します。

第5章 群馬県アレルギー疾患対策推進体制

1 群馬県アレルギー疾患対策推進協議会

本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため、「群馬県アレルギー疾患対策推進協議会」を設置しています。

本県におけるアレルギー疾患をめぐる状況を捉え、基本指針に基づく施策を効果的に推進するため、専門医、関係団体、市町村、患者会等の意見を取り入れながら、計画の策定、医療提供体制の構築、施策の検証、検討を行います。

2 群馬県アレルギー疾患医療提供体制

本県におけるアレルギー疾患に関する医療提供体制の整備及び充実を図るため、県におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院を「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」及び「群馬県アレルギー疾患医療連携病院」として指定し、県内の医療機関等の診療ネットワークを形成するとともに、医療機関に係る情報の提供や、医療従事者等の資質の向上を図ることにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を推進します。

(1) 群馬県アレルギー疾患医療拠点病院

県におけるアレルギー疾患医療の拠点となる「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「拠点病院」という。）として、群馬大学医学部附属病院を指定しています。

拠点病院は、主に次のような役割を担うことで、県内のアレルギー疾患治療水準の向上に努めます。

- ① 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者に対する、診断、治療及び管理
- ② 県内のアレルギー疾患に係る診療連携の推進
- ③ 県から提供するアレルギー疾患に係る情報についての専門的助言及び患者向け講習会等の普及啓発活動への協力
- ④ 標準的治療の普及等のための医師向け研修の実施及び医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- ⑤ 国や県が行う調査、研究等への協力
- ⑥ 国が指定する中心拠点病院が開催する全国拠点病院連絡会議への出席等、中心拠点病院や他の都道府県拠点病院との情報共有及び協力
- ⑦ その他、県が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取り組みへの協力

(2) 群馬県アレルギー疾患医療連携病院

拠点病院やその他の医療機関と連携し、かかりつけ医からの紹介が可能な地域の中核的な病院として、「群馬県アレルギー疾患医療連携病院」（以下「連携病院」という。）を指定します。

連携病院は、主に次のような役割を担うことで、県内のアレルギー疾患治療水準の向上に努めます。

- ① アレルギー疾患における標準的治療の提供
- ② アレルギー疾患に対する診療経験が豊富な専門的な知識と技能を有する医師による診断、治療及び管理
- ③ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の受入れや拠点病院への紹介
- ④ 患者向け講習会等の普及啓発活動への協力
- ⑤ 保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- ⑥ アレルギー疾患医療に携わる医療従事者を対象とした研修等の実施や積極的な参加
- ⑦ その他、県及び拠点病院が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取り組みへの協力

(3) かかりつけ医

かかりつけ医は、拠点病院及び連携病院並びにその他の医療機関と連携し、次のような役割を担います。

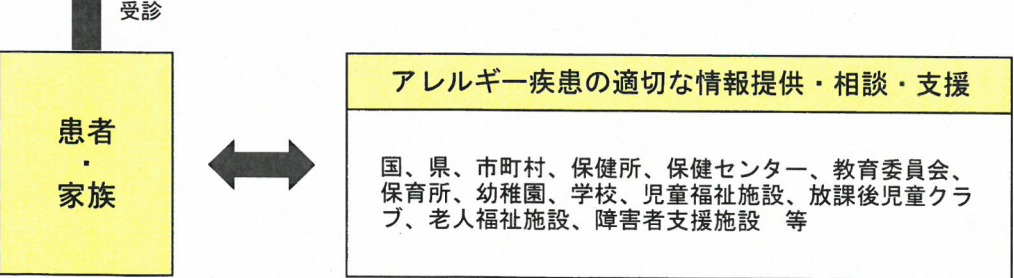
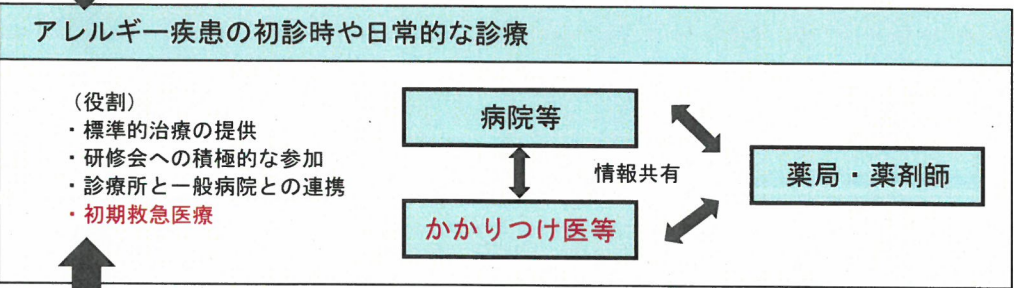
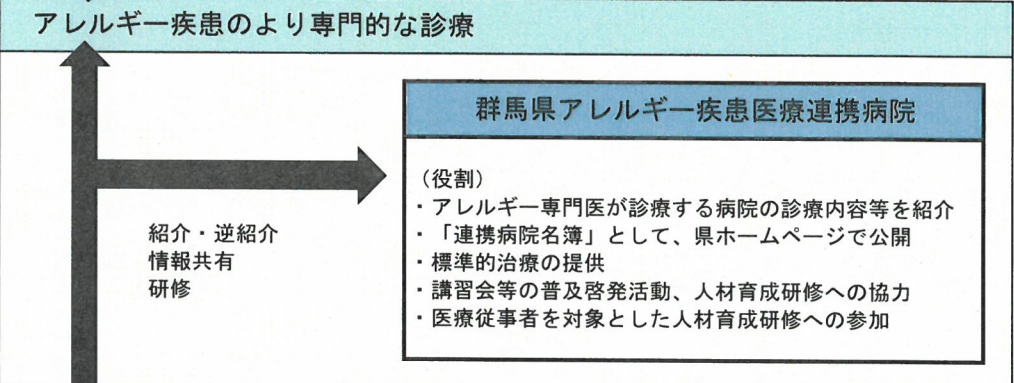
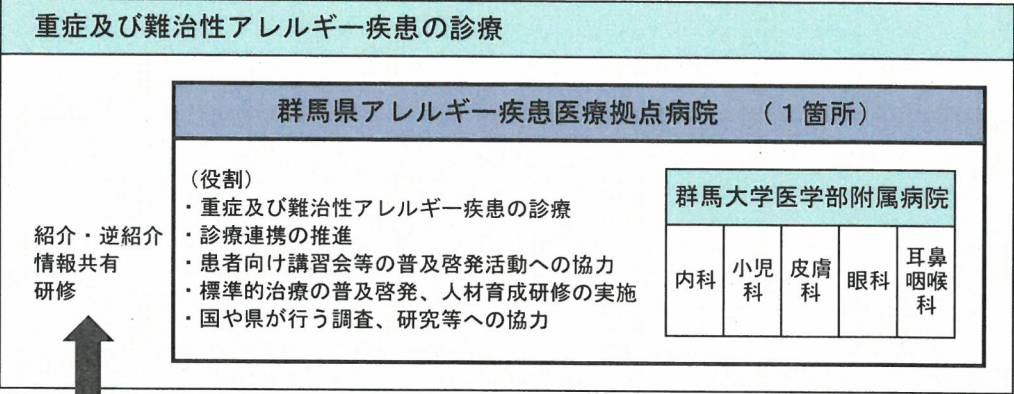
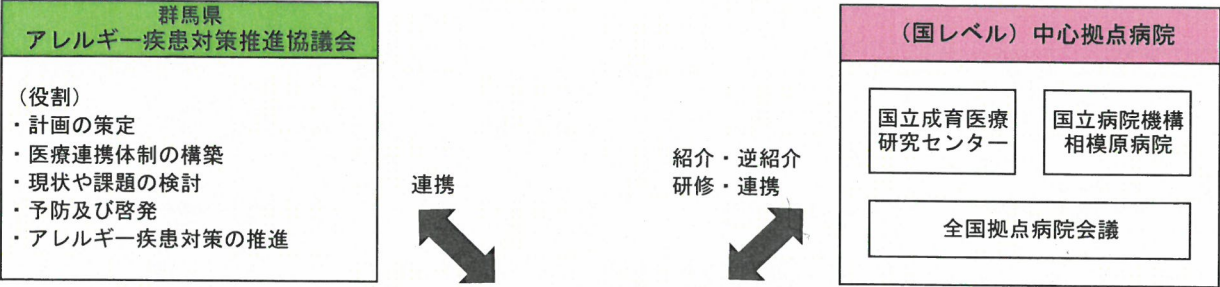
- ① アレルギー疾患における標準的治療の提供
- ② 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の拠点病院や連携病院への紹介
- ③ アレルギー疾患医療に携わる医療従事者を対象とした研修等に対する積極的な参加
- ④ その他、県及び拠点病院が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取り組みへの協力

(4) 薬剤師・薬局

薬剤師・薬局は、拠点病院及び連携病院並びにその他の医療機関と連携し、次のような役割を担います。

- ① 最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び服薬指導
- ② 患者から得られた服薬や副作用等の情報について、処方を行った医師へのフィードバック等に係る取り組み

群馬県アレルギー疾患の医療提供体制



参考資料【1】

群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧

施策の柱 1 アレルギー疾患の重症化の予防

(1) アレルギー疾患に関する知識の普及

- ① アレルギー疾患の知識の普及
- ② 講習や健康相談の開催

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
感染症・がん疾病対策課	(1)①	アレルギー疾患の普及啓発	患者やその家族が、アレルギー疾患に関する正しい知識に基づき、アレルゲンの回避や適切な自己管理に取り組めるよう、国や関係学会等による適切な情報を入手できるホームページ等を周知します。	一般県民	—
児童福祉・青少年課	(1)①	食物アレルギーの未然防止の啓発	県内の母子保健に関する相談窓口等をまとめた「母子健康手帳別冊」に食物アレルギー対策に係る情報を掲載し、食物アレルギーの未然防止を啓発します。	妊婦 (妊娠届出時に配布)	—
感染症・がん疾病対策課	(1)②	アレルギー疾患対策の講習	患者やその家族を対象として、正しい知識の普及啓発を目的とした講習を実施します。	一般県民	—
感染症・がん疾病対策課	(1)②	群馬県小児アレルギー患者交流事業補助金	アレルギーに関する基礎的な知識の学習や患児・親の交流を目的として実施される小児アレルギー患者交流事業を支援します。	小児アレルギー患者及び保護者	270

(2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

- ① 大気環境における対策
- ② スギ花粉の抑制対策
- ③ 食品表示や食品安全に関する情報提供
- ④ 安全な給食提供のための給食施設指導の実施
- ⑤ 室内環境における対策
- ⑥ たばこ対策、受動喫煙防止対策

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
環境保全課	(2)①	大気汚染監視	県内の各測定局舎で光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の大気濃度について24時間体制で測定を行い、各項目が高濃度になったときに注意報を発令し、県民等に広く注意喚起を行います。	報道機関、庁内関係機関、市町村、幼稚園・保育園、小中学校・高等学校、工場事業者等	—
林政課	(2)②	優良種子確保対策	県林木育種場の採種園を管理し、花粉症対策スギの種子を供給することにより、花粉の少ない苗木の植え替えを推進します。	森林所有者 造林事業者	4546

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
食品・生活衛生課	(2)③	食品安全検査	食品安全検査センターにおいて流通食品のアレルギー物質検査を行います。	食品事業者	1,492
食品・生活衛生課	(2)③	食物アレルギー関係課連絡会議の開催	関係各課で食物アレルギー関連施策等に関する情報共有を行います。	県庁内各課	—
食品・生活衛生課	(2)③	食品営業許可施設等監視指導	「群馬県食品衛生監視指導計画」に基づいた食品等の検査、監視指導及び食品衛生啓発事業を実施します。（「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導含む）	食品事業者	4,156
食品・生活衛生課	(2)③	食品衛生指導員による自主衛生管理の推進	自主管理の推進（食品衛生指導員による自主衛生管理の推進や営業者自らによる製品の自主検査の推進等）を目的とした（一社）群馬県食品衛生協会の事業に対して補助します。	食品事業者	1,440
食品・生活衛生課	(2)③	自主検査の実施等	食品衛生に関する指導業務、啓発業務等を（一社）群馬県食品衛生協会へ委託して実施します。	食品事業者	7,366
食品・生活衛生課	(2)③	「食品等回収情報提供システム」の周知、活用	県内に流通している食品について、県が回収命令を行った場合及び事業者が自主的に回収を行う場合に、県民に当該食品等に関する情報を提供し、より迅速に回収が行えるよう協力します。また、ホームページで回収情報の提供を行います。	食品事業者、消費者	—
食品・生活衛生課	(2)③	食品表示講習会等の開催（食品表示法の普及啓発）	事業者を対象とした適正表示のための講習会を開催します。	食品事業者	805
食品・生活衛生課	(2)③	情報紙の発行等	食品表示の見方のポイントや食品表示法に関する情報を説明会、情報紙「ぐんま知っ得食品表示」、「ググっと役立つ食品表示ガイド」web版により県民に提供します。 ○ぐんま知っ得食品表示（印刷物）：年2回発行	消費者	273
食品・生活衛生課	(2)③	食品表示セミナーの開催	出前講座や講演会などを通じ、食品表示について理解を深めるセミナーを開催します。	消費者等	141
食品・生活衛生課	(2)③	「ぐんま食の安全・安心ポータルサイト」（ホームページ）による情報提供	食品に含まれる放射性物質検査結果、食品の自主回収、食品表示適正化の取組等、食の安全に関する各種情報について、迅速で分かりやすい情報提供を行います。	消費者、事業者等	—
食品・生活衛生課	(2)③	「ぐんま食の安全情報」（情報紙・フェイスブック）による情報提供	情報紙ぐんま食の安全情報の発行や公式フェイスブックの運用により、県民に食の安全に関わる正確な情報を提供します。 ○情報紙ぐんま食の安全情報紙：年10回発行 ○公式フェイスブック：週1回記事更新	消費者等	627

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
食品・生活衛生課	(2)③	「食の安心ほっとダイヤル」による相談対応	県民からの食品表示・食品安全に関する窓口を設置し、専門の相談員を配置します。	消費者	2,237
食品・生活衛生課	(2)③	食物アレルギー理解促進事業	食物アレルギーに関する啓発資料を作成するとともに、公開講座、研修会を開催します。	消費者、学校、事業者等	1,226
子育て・青少年課	(2)④	保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	食物アレルギー対策のための調理員配置及び調理器具の整備に係る経費の一部を補助します。	私立保育所・私立認定こども園(中核市除く)	11,050
子育て・青少年課	(2)④	教育・保育のキャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善を受けるために必要なキャリアアップ研修事業を実施します。	保育所等施設に勤務する職員	32,333
健康長寿社会づくり推進課	(2)④	健康増進法に基づく特定給食施設等の指導	給食施設に対する巡回指導や、給食関係者を対象とした研修会等において、各施設の現状に対応した栄養管理・健康づくり等に関する支援を行います。	特定給食施設等	580
(教)健康体育課	(2)④	食物アレルギー対応検討委員会	児童生徒のアレルギー疾患状況を調査し、現状を把握するとともに、食物アレルギー・アナフィラキシー発症報告に基づき、対応等について専門医と検討します。	公立学校の児童生徒	3,495
(教)健康体育課	(2)④	学校給食関係者に対する研修会の実施	学校給食関係者が食物アレルギーやアナフィラキシーに関しての正しい知識を持つことを目的として研修会を行います。	学校給食関係者	—
(教)健康体育課	(2)④	「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	安全かつ安心な学校給食提供のために、巡回指導員による安全衛生管理巡回指導を実施します。	学校給食施設	1,856
住宅政策課	(2)⑤	ぐんま住まいの相談センター	シックハウス対策の知識を普及するとともに、屋内における化学物質の測定・分析機関の情報を提供します。	一般県民	—
健康長寿社会づくり推進課	(2)⑥	たばこ対策	世界禁煙デー・禁煙週間に合わせた普及啓発の実施、事業所向けの受動喫煙防止対策研修会の開催、禁煙支援者育成のための研修会の開催、受動喫煙防止対策推進のための県内施設の禁煙施設認定制度の推進、若い女性を対象とした喫煙防止研修会の開催等を行います。	県民、保健医療従事者、県内事業所、県内専門学校・短大・大学に通う学生等	3,495
健康長寿社会づくり推進課	(2)⑥	未成年たばこ対策	学校保健担当者等を対象とし、未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を検討します。また、保育園、幼稚園、学校、市町村に出向き、児童・生徒や保護者を対象とし、たばこの健康影響に関する知識についての説明や講習を行います。	学校保健担当者、保育園、幼稚園、学校に通う児童とその保護者等	262

施策の柱 2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進

(1) 専門的な知識や技能を有する医療従事者の育成

① 医療従事者等の資質向上

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
感染症・がん疾病対策課	(1)①	医療従事者に対する研修	県アレルギー疾患医療拠点病院と連携し、医療従事者を対象とした科学的知見に基づく医療の普及を図るための研修を実施します。	医療従事者	48

(2) アレルギー疾患医療を提供する体制の整備

- ① アレルギー疾患医療拠点病院の選定
- ② アレルギー疾患医療における連携の構築
- ③ アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
感染症・がん疾病対策課	(2)①②	アレルギー疾患医療を提供する体制の整備	本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「群馬県アレルギー疾患対策推進協議会」を設置し医療連携体制を検討するとともに、アレルギー疾患医療の中心的な役割を果たす「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」を選定します。	専門医、関係団体、市町村、患者会、医療機関	690
感染症・がん疾病対策課	(2)③	ホームページによる医療機関の情報提供	アレルギー疾患を診療する医療機関について、県ホームページで情報を提供する仕組みを整備します。	医療機関	—

施策の柱 3 アレルギー疾患患者の生活の質の向上

(1) アレルギー疾患患者の生活の質の維持と向上

- ① 適切なガイドライン、マニュアルの周知
- ② 平常時からの医療機関、消防機関との連携協力体制の確保支援
- ③ 相談体制の充実

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
子育て・青少年課	(1)①②	(再掲載)教育・保育のキャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善を受けるために必要なキャリアアップ研修事業を実施します。	保育所等施設に勤務する職員	32,333
健康長寿社会づくり推進課	(1)①②	(再掲載)健康増進法に基づく特定給食施設等の指導	給食施設に対する巡回指導や、給食関係者を対象とした研修会等において、各施設の現状に対応した栄養管理・健康づくり等に関する支援を行います。	特定給食施設等	580
(教)健康体育課	(1)①②	(再掲載)食物アレルギー対応検討委員会	児童生徒のアレルギー疾患状況を調査し、現状を把握するとともに、食物アレルギー・アナフィラキシー発症報告に基づき、対応等について専門医と検討します。	公立学校の児童生徒	143

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
(教)健康体育課	(1) ①②	(再掲載) 学校給食関係者に対する研修会の実施	学校給食関係者が食物アレルギーやアナフィラキシーに関しての正しい知識を持つことを目的として研修会を行います。	学校給食関係者	—
健康長寿社会づくり推進課	(1)③	(再掲載) 市町村食育推進支援	妊産婦・乳幼児及び高齢者に関する栄養・食生活指導を支援するための研修会を開催します。	市町村食育推進担当者、食育推進リーダー等	105

(2) 患者等の支援に関わる関係者の資質向上

- ① 患者や家族を支援する専門職を対象とした研修の機会の確保
- ② 学校の教職員等を対象とした研修の機会の確保

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
子育て・青少年課	(2) ①②	(再掲載) 教育・保育のキャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善を受けるために必要なキャリアアップ研修事業を実施します。	保育所等施設に勤務する職員	32,333
健康長寿社会づくり推進課	(2) ①②	(再掲載) 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導	給食施設に対する巡回指導や、給食関係者を対象とした研修会等において、各施設の現状に対応した栄養管理・健康づくり等に関する支援を行います。	特定給食施設等	580
(教)健康体育課	(2) ①②	(再掲載) 食物アレルギー対応検討委員会	児童生徒のアレルギー疾患状況を調査し、現状を把握するとともに、食物アレルギー・アナフィラキシー発症報告に基づき、対応等について専門医と検討します。	公立学校の児童生徒	102
(教)健康体育課	(2) ①②	(再掲載) 学校給食関係者に対する研修会の実施	学校給食関係者が食物アレルギーやアナフィラキシーに関しての正しい知識を持つことを目的として研修会を行います。	学校給食関係者	—

(3) 災害時の対応

- ① 平常時における取り組みの周知
- ② 避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
健康長寿社会づくり推進課	(3) ①②	災害時食支援研修会(食環境整備事業)	災害時の食支援として要配慮者(アレルギー疾患等)に対応した、体制整備に関する知識を得ることを目的とした研修会を開催します。	市町村、保健福祉事務所栄養士等	—
健康長寿社会づくり推進課	(3) ①②	災害支援人材研修会(食環境整備事業)	災害時の食支援として要配慮者(アレルギー疾患等)に対応した、食事の提供及び備蓄の工夫等の知識を得ることを目的とした研修会を開催します。(群馬県栄養士会委託)	市町村、保健福祉事務所栄養士、栄養士会会員等	150

所属名	該当区分	事業名	事業内容	対象者	R5当初予算(千円)
感染症・がん 疾病対策課	(3) ①②	災害時対応の情 報提供	患者に対する災害時に必要となる備 えの周知を行うとともに、市町村に対 する災害時に必要となるマニュアル 等について情報を提供し、アレルギー 対応備蓄の導入等について働きかけ ます。	一般県民、市町村	—

参考資料【2】

群馬県アレルギー疾患医療提供体制について

1. 概要

群馬県におけるアレルギー疾患に関する医療提供体制の整備及び充実を図るため、県におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院を「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」及び「群馬県アレルギー疾患医療連携病院」として指定し、県内の医療機関等の診療ネットワークを形成するとともに、医療機関に係る情報の提供や、医療従事者等の資質の向上を図ることにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を推進します。

2. アレルギー疾患医療拠点病院

	病院名	診療領域	アレルギー疾患の診療					指定年月日
			気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー	
1	群馬大学医学部附属病院		○	○	○	○	○	平成31年3月31日

3. アレルギー疾患医療連携病院

拠点病院やその他の医療機関と連携し、かかりつけ医からの紹介が可能な地域の中核的な病院として、以下の病院を指定しています。

	病院名	診療領域	アレルギー疾患の診療					指定年月日
			気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー	
1	前橋赤十字病院	内科	○	-	-	-	-	令和2年7月1日
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	-	-	-	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
		眼科	-	-	-	○	-	
2	群馬中央病院	内科	○	-	-	-	-	
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	-	-	○	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	

		眼科	-	-	-	○	-	令和2年7月1日
3	上武呼吸器科内科病院	内科	○	○	○	○	○	
4	高崎総合医療センター	小児科	○	○	○	○	○	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
		眼科	-	-	-	○	-	
5	第一病院	内科	○	-	○	○	○	
6	日高リハビリテーション病院	内科	○	-	○	-	-	
7	須藤病院	内科	○	○	○	○	○	
8	群馬県立小児医療センター	小児科	○	○	○	○	○	
9	下仁田厚生病院	内科	○	○	○	○	○	
10	公立富岡総合病院	内科	○	○	○	○	○	
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	-	-	-	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
		眼科	-	-	-	○	-	
11	公立七日市病院	内科	○	○	○	-	○	
12	利根中央病院	小児科	○	○	○	○	○	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
13	伊勢崎市民病院	内科	○	○	○	○	○	
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	-	-	-	
14	桐生厚生総合病院	内科	○	-	○	-	○	
		小児科	○	○	○	-	○	
		皮膚科	-	○	-	-	-	
15	療育センターきぼう	小児科	○	○	○	○	○	
16	太田記念病院	内科	○	-	-	-	-	
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	○	-	-	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
		眼科	-	-	-	○	-	
17	公立藤岡総合病院	内科	○	-	○	-	○	
		小児科	○	○	○	○	○	
		皮膚科	-	○	-	-	○	
		耳鼻咽喉科	-	-	○	-	-	
		眼科	-	-	-	○	-	
								令和3年5月14日

参考資料【3】

群馬県アレルギー疾患対策推進協議会 委員名簿

(令和5年6月現在)

役職	氏名	職名
会長	土橋 邦生	上武呼吸器科内科病院病院長
	滝沢 琢己	群馬大学大学院医学系研究科小児科学分野教授
	久田 剛志	群馬大学大学院保健学研究科教授
	今泉 友一	群馬県医師会理事
	小林 正実	群馬県薬剤師会常務理事
	神山 智子	群馬県看護協会副会長
	佐藤 洋子	群馬県栄養士会専務理事
	西牧 正行	群馬県保育協議会副会長
	清水 雅世	太田市教育委員会学校教育課 指導主事
	伊藤 愛	群馬小児喘息・アレルギー親の会会長
	三田村 輝章	前橋工科大学環境・デザイン領域准教授
	奥野 幸二	群馬県食品衛生協会専務理事兼事務局長
	田中 厚子	前橋市福祉部子育て支援課地域子育て係長
	高木 剛	伊勢崎保健所長兼安中保健所長

(敬称略)

参考資料【4】

用語の説明

P 1 アレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他のアレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患のこと。

〔出典〕「アレルギー疾患対策基本法」参照

P 3 アレルゲン

アレルギー反応を起こす原因となる物質のこと。その多くがタンパク質で、食物（卵、牛乳、小麦など）、ダニの死骸やフン、カビ、昆虫、ハチ毒、動物の体毛やフケ、花粉、薬品、天然ゴムなどが挙げられる。

〔出典〕「日本アレルギー学会ホームページ」参照

P 3 アレルギー反応

自分の体の成分と違う物（細菌、ウイルス、食物、ダニ、花粉など）が体の中に入ってくると、これを異物として認識して攻撃し排除する仕組みがあり、これを「免疫」という。アレルギー反応も広くは免疫反応の一部で、異物に対して反応する際に自分の体を傷つけてしまう場合をアレルギー反応という。

〔出典〕「日本アレルギー学会ホームページ」参照

P 4 アナフィラキシーショック

アレルゲンの侵入により、複数臓器に全身性にアレルギー症状が惹起され、1つの部位にとどまらず、皮膚、粘膜、呼吸器、消化器、神経、循環器等のさまざまな部位に症状が誘発されることを「アナフィラキシー」という。

また、アナフィラキシーに血圧低下や意識障害等のショック症状を伴う場合を「アナフィラキシーショック」と呼び、生命を脅かす可能性がある非常に危険な状態となる。

〔出典〕「食物アレルギー診療ガイドライン」参照

P 7 エピペン

蜂毒、食物および薬物などに起因するアナフィラキシー反応発現時の緊急補助的治療薬（アドレナリン自己注射薬）のこと。使用した場合に薬理的に血圧低下が起こる恐れがあるので、使用した場合には直ちに医療機関を受診する必要がある。

〔出典〕「食物アレルギー診療ガイドライン」参照

発 行 群馬県 健康福祉部 感染症・がん疾病対策課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電 話 027-223-1111 (代表)
027-226-2611 (感染症・がん疾病対策課直通)
FAX 027-223-7950